

【公告】 戒 告

高槻市紺屋町三、一、二一九
鈴木不動産株式会社
代表取締役 鈴木 勝

右の者は、土地売買契約に係る媒介業務において、契約成立に至らなかったにもかかわらず、買主から預かった購入申込金の一部を返金しなかったこと（宅地建物取引業法第四七条の二違反）が発覚し、本会の名誉を毀損し信用を失墜した理由により、本会定款第一〇条並びに同定款施行規則第一五条第一項及び同第二項第二号の規定に基づき、誓約書を徴収の上、戒告処分とする。

令和二年一月一日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会
会 長 高 村 永 振
綱紀自主規制委員会
委 員 長 東 門 幸 一